

# お知らせ information

## 住宅用地の利用状況変更による申告

住宅用地は、税負担を軽減するため、所有者からの申告により課税標準の特例措置が適用されます。

この制度を適正に運用するため、土地所有者の方は土地の利用状況を次のように変更した場合、下記申告先までお知らせください。

- ▽更地に住宅を新築し、新たに住宅用地になった場合
- ▽店舗などを住宅に改築し、住宅用地になった場合
- ▽併用住宅(店舗兼住宅など)で、居住部分とそれ以外の部分の床面積に変更があった場合
- ▽住宅を店舗などに改築し、住宅用地でなくなった場合
- ▽土地の利用状況を変更した場合(例:隣接地を取得して住宅用地とした、新たに敷地の一部を貸し駐車場に変更したなど)
- ▽住宅を取り壊し、住宅用地でなくなった場合
- ▽住宅用地の住宅戸数に変更があった場合

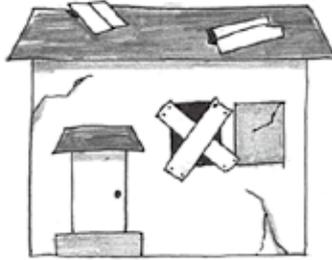
### 申告・問い合わせ先

税務課固定資産税係  
☎(48)1111(内1109・1110)

▽バリアフリー改修減額  
▽省エネ改修減額  
これらの制度の適用を受けるためには、申告が必要です。

### 申告・問い合わせ先

税務課固定資産税係  
☎(48)1111(内1109・1110)



## 普通救命講習を開催

申し込みは先着順で、半田消防署・各支署・出張所で受け付けています。詳しくは、知多中部広域事務組合消防本部のホームページをご覧ください。

### 普通救命講習I

- 内容 成人に対する心肺蘇生法、AEDの取り扱い、止血法
- 日時 令和6年1月21日(日) 午前9時～正午
- 場所 半田消防署
- 申し込み・問い合わせ先 半田消防署救急課  
☎(21)1492



◀消防本部ホームページ

## 家屋の新築、増築、取り壊しをした方・予定のある方へ

家屋の固定資産税は、毎年1月1日現在の所有状況により課税されます。

新築、増築家屋は、固定資産評価額算定のために調査する必要があります。取り壊した家屋は、年内に取り壊したことを確認して課税台帳から抹消する必要があります。

新築、増築、取り壊しをした方や年末までにこれらの予定がある方は申告先までお知らせください。

一定の条件下で家屋を改修した方は、固定資産税が減額となる制度があります。

- ▽耐震改修減額

知ってあぐい



## 防火管理講習を開催

甲種防火管理新規講習および乙種防火管理講習を行います。

### 甲種防火管理新規講習

■日時 令和6年2月12日(月・祝)～13日(火)

### 申込期間

- ▽一次募集 12月7日(木)まで
- ▽二次募集 12月25日(月)～26日(火)

■場所 半田市福祉文化会館(雁宿ホール)講堂

■定員 110人

■受講料 8,000円

### 乙種防火管理講習

■日時 令和6年2月12日(月・祝)

### 申込期間

- ▽一次募集 12月4日(月)～11日(月)
- ▽二次募集 12月29日(金)～30日(土)

■場所 半田市福祉文化会館(雁宿ホール)視聴覚室

■定員 50人

■受講料 7,000円

### 申し込み方法

ホームページまたはFAXにて申し込んでください。

※ 詳細は、(一財)日本防火・防災協会のホームページまたは電話にてご確認ください。



◀(一財)日本防火・防災協会ホームページ

### 問い合わせ先

(一財)日本防火・防災協会  
☎03(6263)9903

## 県営名古屋空港からのお知らせ

年末年始の長期休暇時は、空港駐車場が満車になり、駐車できないおそれがあります。

空港をご利用の際は公共交通機関もご利用ください。

### 問い合わせ先

名古屋空港総合案内所  
(午前7時～午後9時)  
☎0568(28)5633

